

(資 料 配 付)

作 成 年 月 日	令和元年8月5日
作成部局課室名	企画県民部広聴課

第1回県民モニターアンケート「ひょうごのすまいと花緑」の調査結果

第1回県民モニターアンケート調査「ひょうごのすまいと花緑」の調査結果をとりまとめました。アンケート結果は、今後の空き家対策やニュータウンの再生政策、まちの緑化施策に活用します。

<参考－対象者及び回答者属性>

1 調査概要

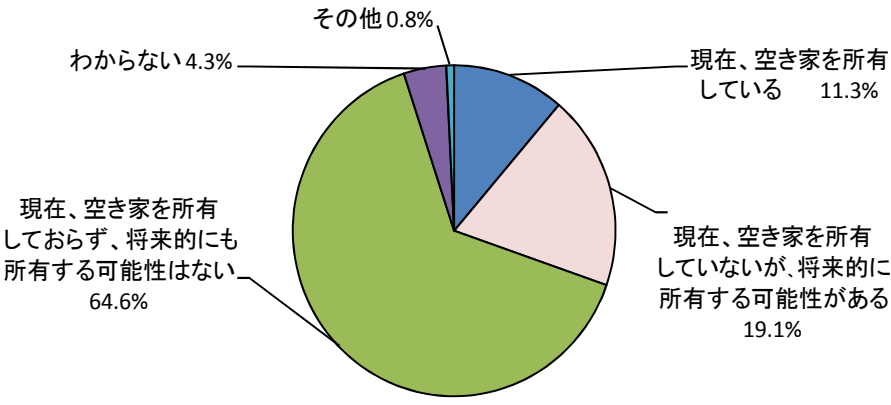
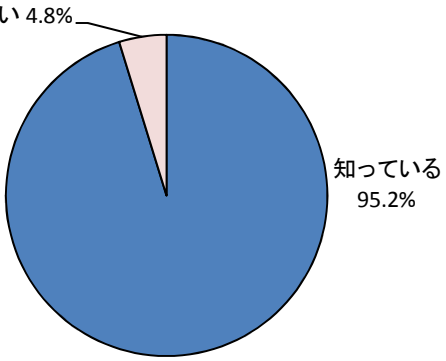
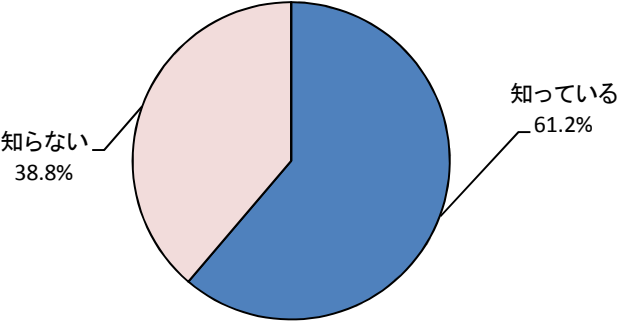
- (1) 調査対象者：県民モニター 2,223人
- (2) 調査期間：令和元年5月20日(月)
～6月3日(月)[15日間]
- (3) 調査方法：県ホームページ上のアンケートフォームに入力
- (4) 回答者数：1,803人(回答率81.1%)

		対象者	回答者	回答率
総 数		2,223	1,803	81.1%
性別	男 性	1,066	887	83.2%
	女 性	1,157	916	79.2%
年代別	10～20代	92	58	63.0%
	30代	237	169	71.3%
	40代	432	324	75.0%
	50代	466	378	81.1%
	60代	468	425	90.8%
	70代以上	528	449	85.0%

2 調査結果の概要

項目	結果概要
空き家の所有状況	「現在、空き家を所有している(11.3%)」、「空き家を所有していないが、将来的に所有する可能性がある(19.1%)」を合わせると約3割。「空き家を所有しておらず、将来的にも所有する可能性はない」は64.6%となった。
空き家が撤去されずに残る理由	「撤去費用がかかるから(89.1%)」が最も多く、次いで「所有者が高齢で、手入れや処分の手続きが困難だから(62.3%)」、「売却先や賃貸先が見つからないから(51.0%)」となった。
空き家の適正管理のために必要な対策	「空き家を所有・管理する(している)人への意識啓発(54.6%)」が最も多く、次いで「空き家に関する情報発信の強化(54.1%)」、「行政による補助制度の充実(44.5%)」となった。
インスペクションの認知度と負担許容額	インスペクションについて、「知っている」が11.8%、「知らない」が88.2%となった。 また、インスペクションを実施する場合の負担許容額については、「無料なら調査したい(64.1%)」が最も多い。「いくらか負担しても調査したい」は19.5%であり、うち「3万円以下」は約4割となった。
ニュータウンに住むことについての認識	「現在住んでいないが、引っ越すとしても住みたくない(69.1%)」が最も多く、次いで「現在、住んでいる(15.9%)」、「現在住んでいないが、引っ越すとすれば住んでみたい(10.0%)」となった。
身近な緑の満足度	「満足(27.7%)」と「まあ満足(51.1%)」を合わせた『満足』は78.8%、「不満(2.1%)」と「やや不満(6.7%)」を合わせた『不満』は8.8%となった。
行政に望む緑化支援施策	「住民の緑化活動に対する資材提供や資金面での支援(54.7%)」が最も多く、次いで「企業やボランティア団体等の緑化活動に対する資材提供や資金面での支援(43.9%)」が多い。

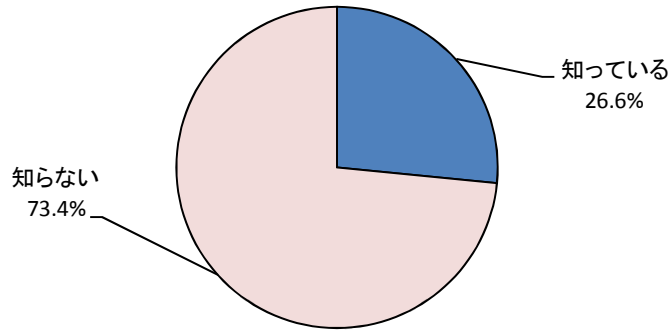
3 調査結果

項目	アンケート結果												
【空き家・中古住宅について】													
<p>空き家の所有状況</p> <p>(1つ選択)</p> <p>あなた(家族を含む)は、空き家を所有していますか。</p>	 <table border="1"> <caption>空き家の所有状況</caption> <thead> <tr> <th>所有状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在、空き家を所有している</td> <td>11.3%</td> </tr> <tr> <td>現在、空き家を所有しておらず、将来的にも所有する可能性はない</td> <td>64.6%</td> </tr> <tr> <td>現在、空き家を所有していないが、将来的に所有する可能性がある</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table>	所有状況	割合	現在、空き家を所有している	11.3%	現在、空き家を所有しておらず、将来的にも所有する可能性はない	64.6%	現在、空き家を所有していないが、将来的に所有する可能性がある	19.1%	わからない	4.3%	その他	0.8%
所有状況	割合												
現在、空き家を所有している	11.3%												
現在、空き家を所有しておらず、将来的にも所有する可能性はない	64.6%												
現在、空き家を所有していないが、将来的に所有する可能性がある	19.1%												
わからない	4.3%												
その他	0.8%												
<p>空き家の課題に関する認識</p> <p>(それぞれ1つ選択)</p> <p>空き家について、以下のことをご存じですか。</p> <p>① 空き家の管理は所有者の責任である。</p> <p>② 空き家を相続放棄した場合でも、別の相続人に引き継がれるまでは空き家の管理義務が残る。(例えば、被相続人全員が相続を放棄し、誰も相続しない場合など)</p>	<p>【① 空き家の管理は所有者の責任である】</p>  <table border="1"> <caption>① 空き家の管理は所有者の責任である</caption> <thead> <tr> <th>認識</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知っている</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td>知らない</td> <td>4.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【② 相続放棄した場合でも、別の相続人に引き継がれるまでは空き家の管理義務が残る】</p>  <table border="1"> <caption>② 相続放棄した場合でも、別の相続人に引き継がれるまでは空き家の管理義務が残る</caption> <thead> <tr> <th>認識</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知っている</td> <td>61.2%</td> </tr> <tr> <td>知らない</td> <td>38.8%</td> </tr> </tbody> </table>	認識	割合	知っている	95.2%	知らない	4.8%	認識	割合	知っている	61.2%	知らない	38.8%
認識	割合												
知っている	95.2%												
知らない	4.8%												
認識	割合												
知っている	61.2%												
知らない	38.8%												

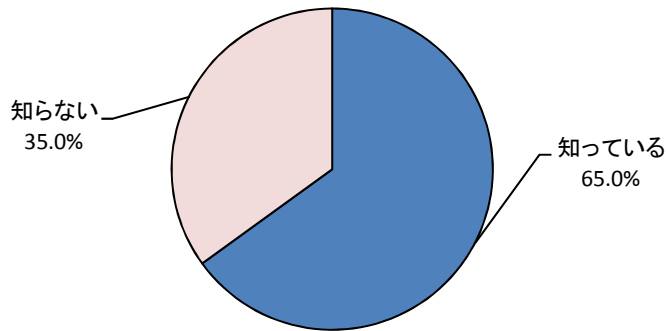
③ 空き家になっても、引き続き住宅用地特例(住宅用地の固定資産税評価額が1/6等に減額されること)の対象となるため、固定資産税額は変わらないが、危険な空き家は特例の対象とされず固定資産税額が上がる場合がある。

④ 危険な空き家を、行政が所有者に代わり取り除いた場合(行政代執行)、その費用は所有者に請求される。

【③ 危険な空き家は住宅用地特例の対象とされず、固定資産税額があがる場合がある】



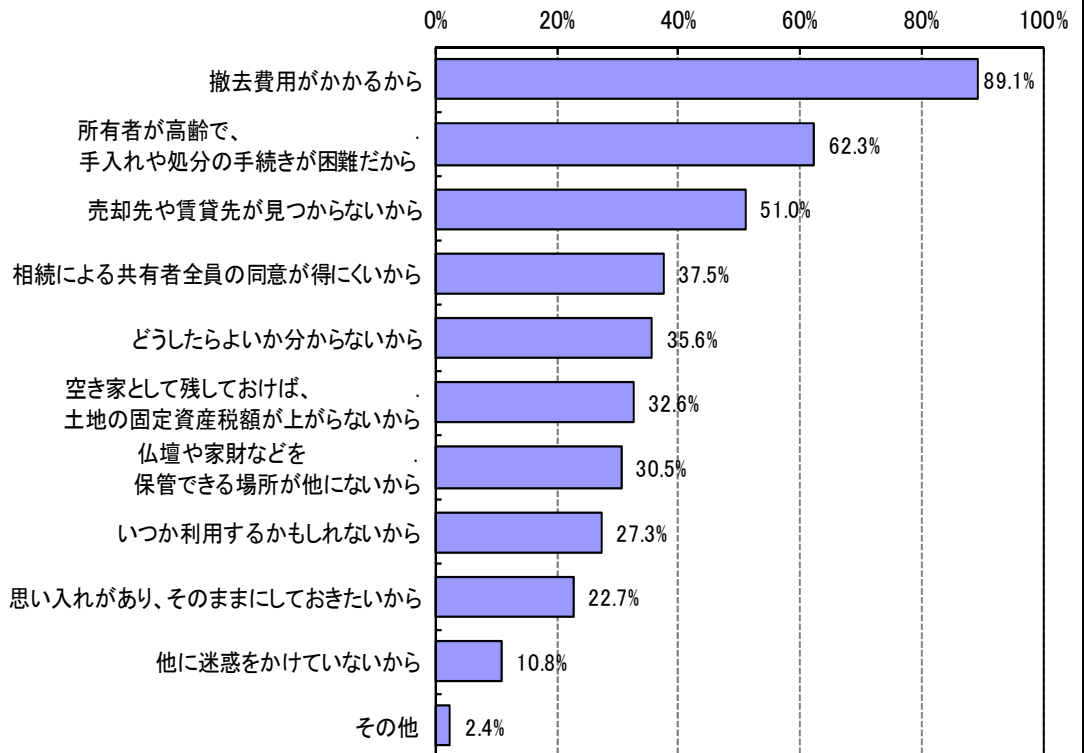
【④ 危険な空き家を行政代執行で取り除いた場合、費用は所有者に請求される】



空き家が撤去されずに残る理由

(いくつでも)

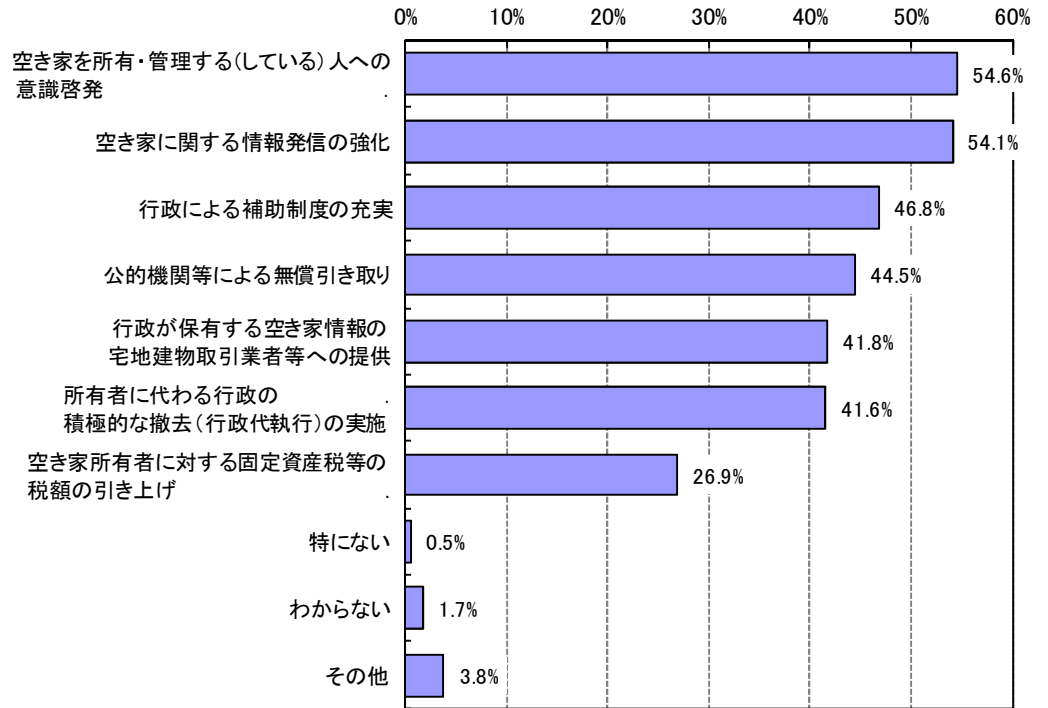
空き家が撤去されずに残る理由はどのようなことだと思いますか。



空き家の適正管理のために必要な対策

(いくつでも)

空き家を少なくしたり、適正に管理するためにはどのような対策が必要だと思いますか

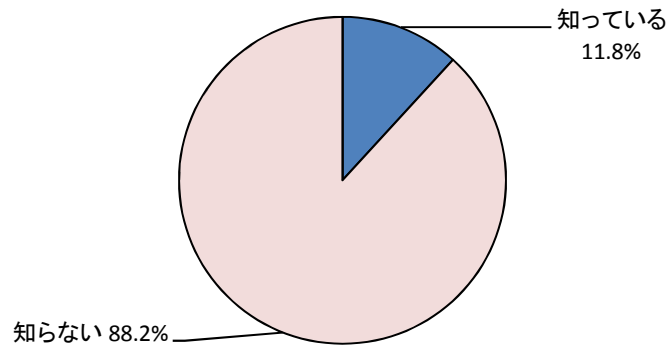


インスペクションの認知度

(1つ選択)

中古住宅(空き家の場合を含む)を売ったり買ったりする際に、「インスペクション(※)」というサービスがあることを知っていますか。

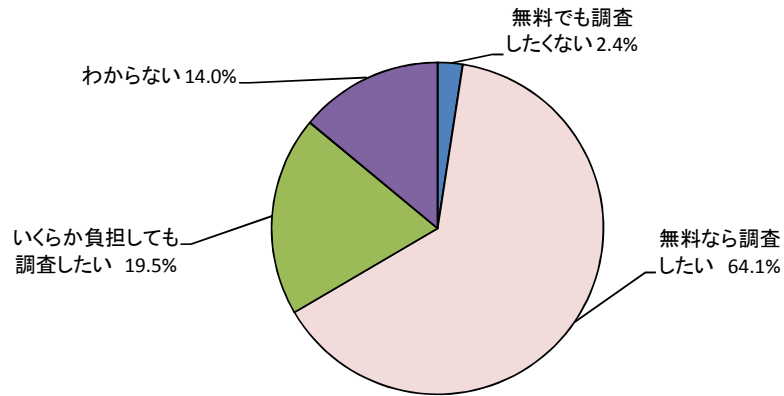
※ 住宅の設計・施工に詳しい建築士などの専門家が、住宅の劣化や不具合の状況について調査を行い、欠陥の有無や補修すべき箇所、その時期などを客観的に検査するもの。



インスペクションに対する負担許容額

(1つ選択)

中古住宅を売ったり買ったりする場合に、「インスペクション(専門家による建物の状況調査)」をするとしたら、いくらまでなら負担してもよいと思いますか。



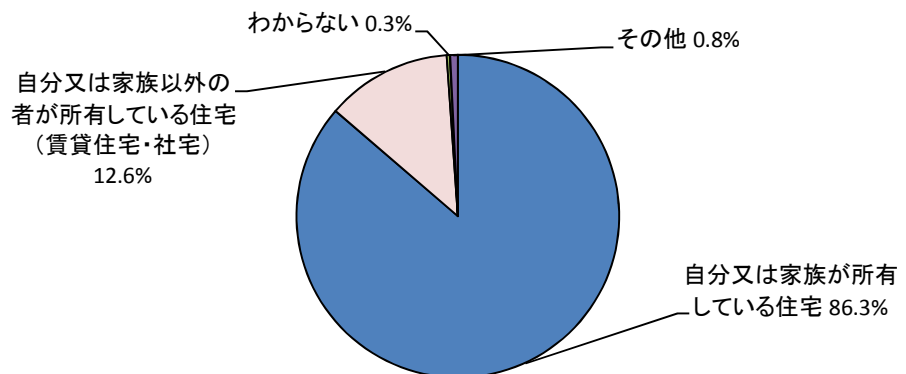
【いくら負担しても調査したい人(19.5%、351名)の負担許容額の内訳】

3万円以下	142人
5万円以下	81人
10万円以下	78人
30万円以下	26人
30万円以上	14人
その他(物件の価値による等)	10人

住まいの状況

(1つ選択)

あなたは、どのようなお住まいに住んでいますか。

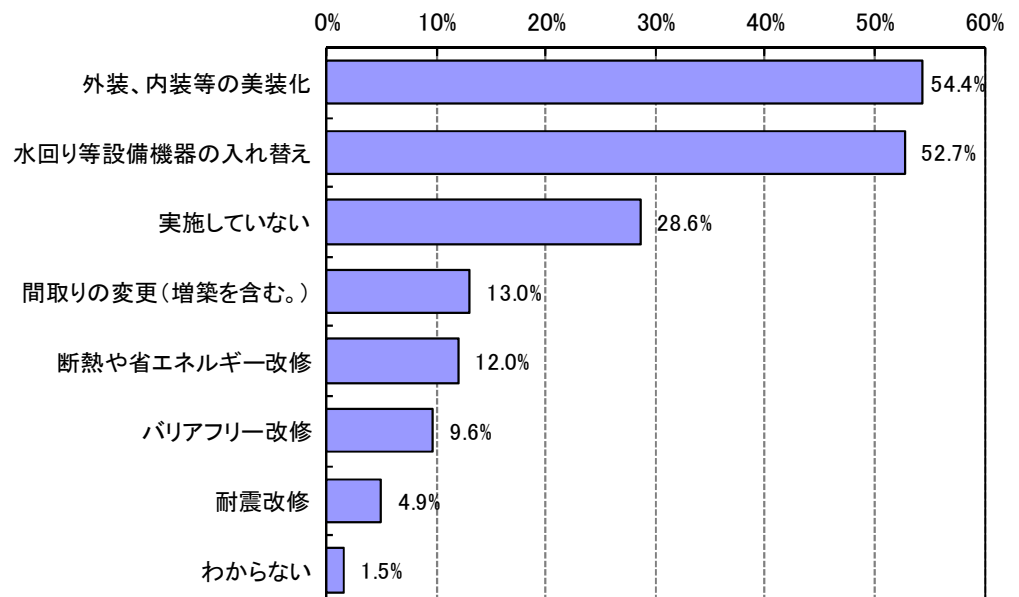


リフォームの実施状況(予定を含む)

(いくつでも)

前問で、「自分又は家族が所有している住宅」の方へ

あなたのお住まいは、これまでどのようなリフォームを実施しましたか。もうすぐ実施する予定がある場合も含みます。

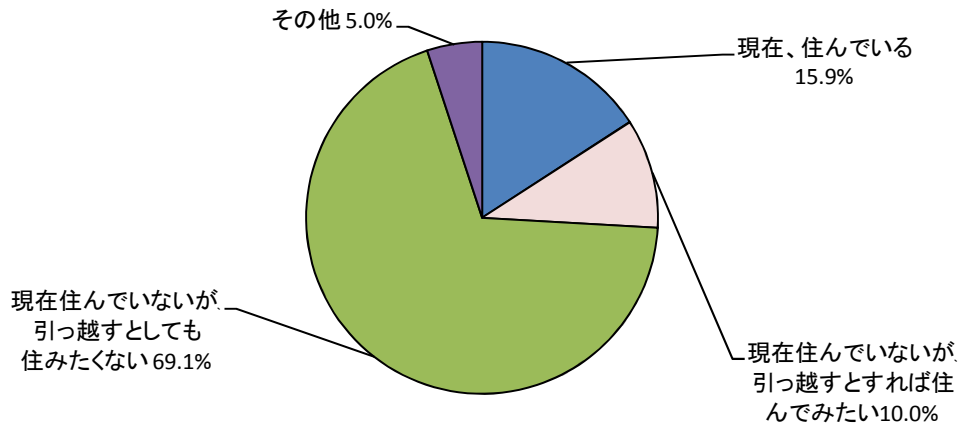


【ニュータウン（郊外の住宅団地）について】

ニュータウンに住むことについてどう思うか

（1つ選択）

高度経済成長期以降の都市への人口集中に対して、各地で郊外に多くのニュータウンが開発されました。このようなニュータウンに住むことについてどう思いますか。

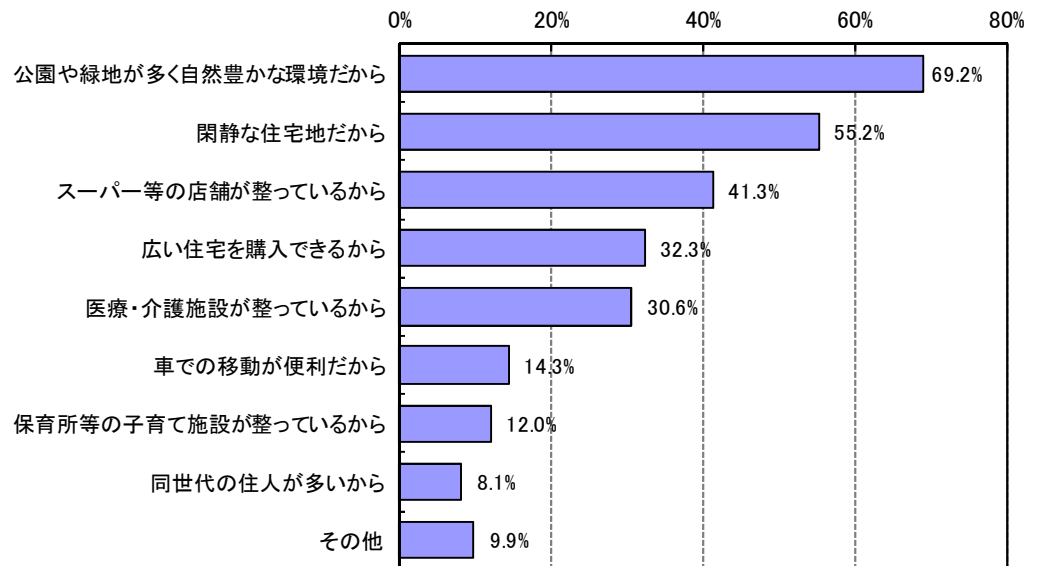


ニュータウンに住みたい理由

（3つまで選択）

前問で「現在住んでいる」又は「住んでみたい」と回答された方へお伺いします。

どのような理由からニュータウンに住んでみたいと思われましたか。

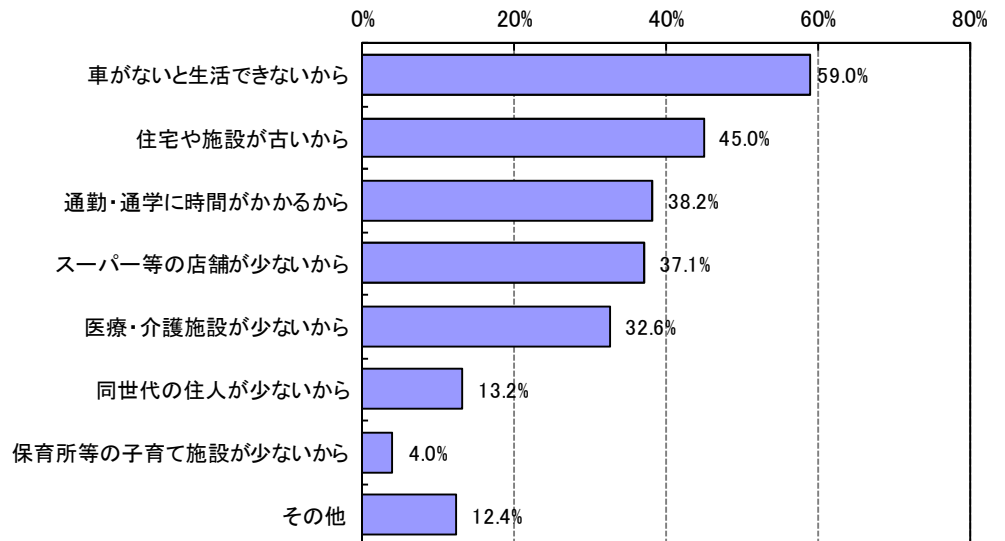


ニュータウンに住みたくない理由

（3つまで選択）

前問で「住みたくない」と答えた方へお伺いします。

どのような理由からニュータウンに住みたくないと思われましたか。

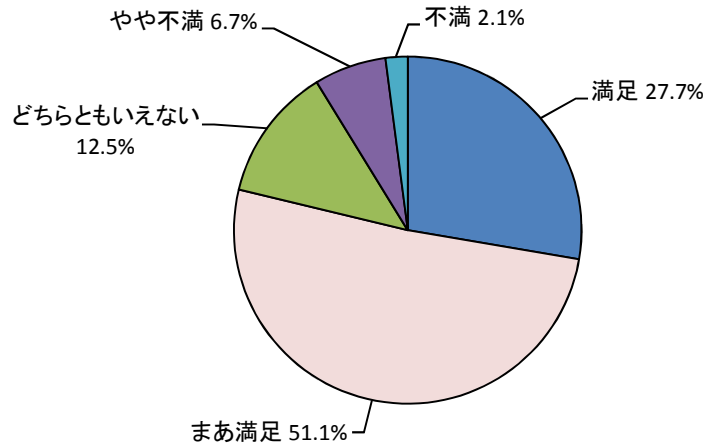


【緑豊かなまちづくりについて】

住宅周辺や職場など 身近な緑の満足度

(1つ選択)

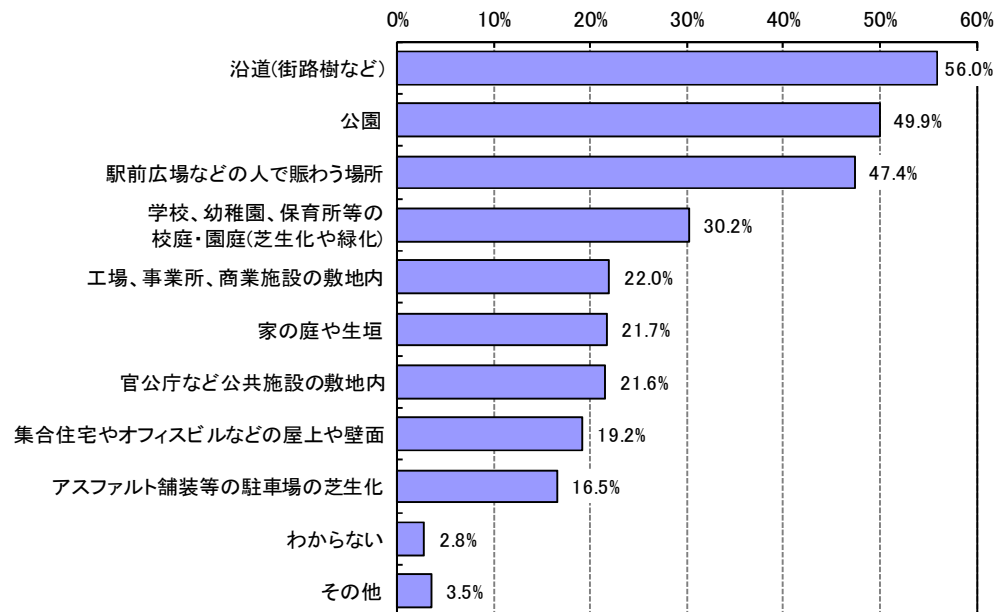
あなたは、お住まいの周辺や
職場、学校など身近な所での緑
に満足していますか。



特に緑化を進めるべき場所

(3つまで選択)

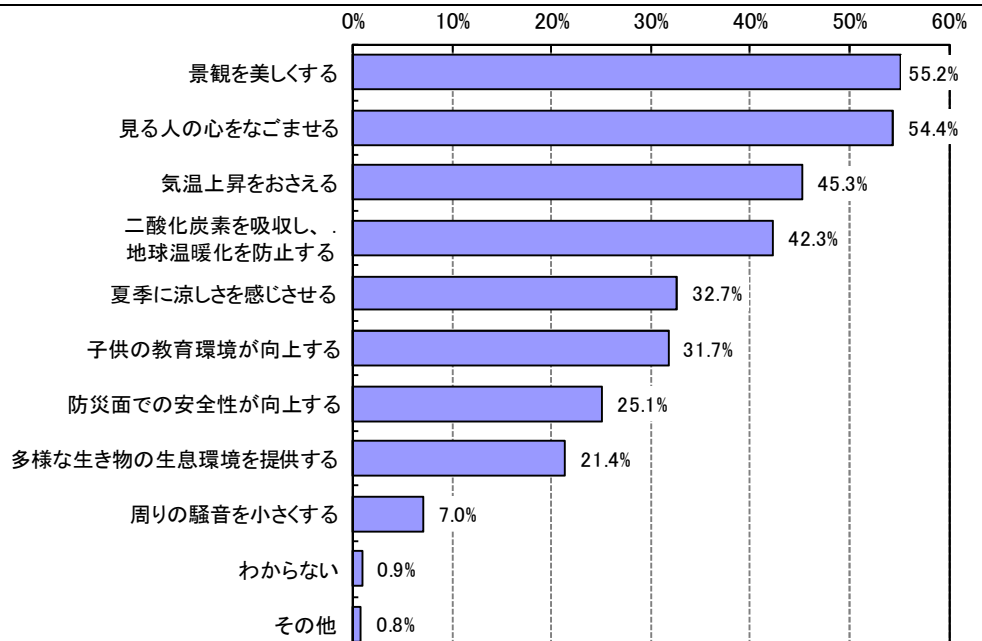
あなたは、まちなかの緑を増やすために、特に緑化を進めていくべきところはどこだと思いますか。次の中からお選びください。

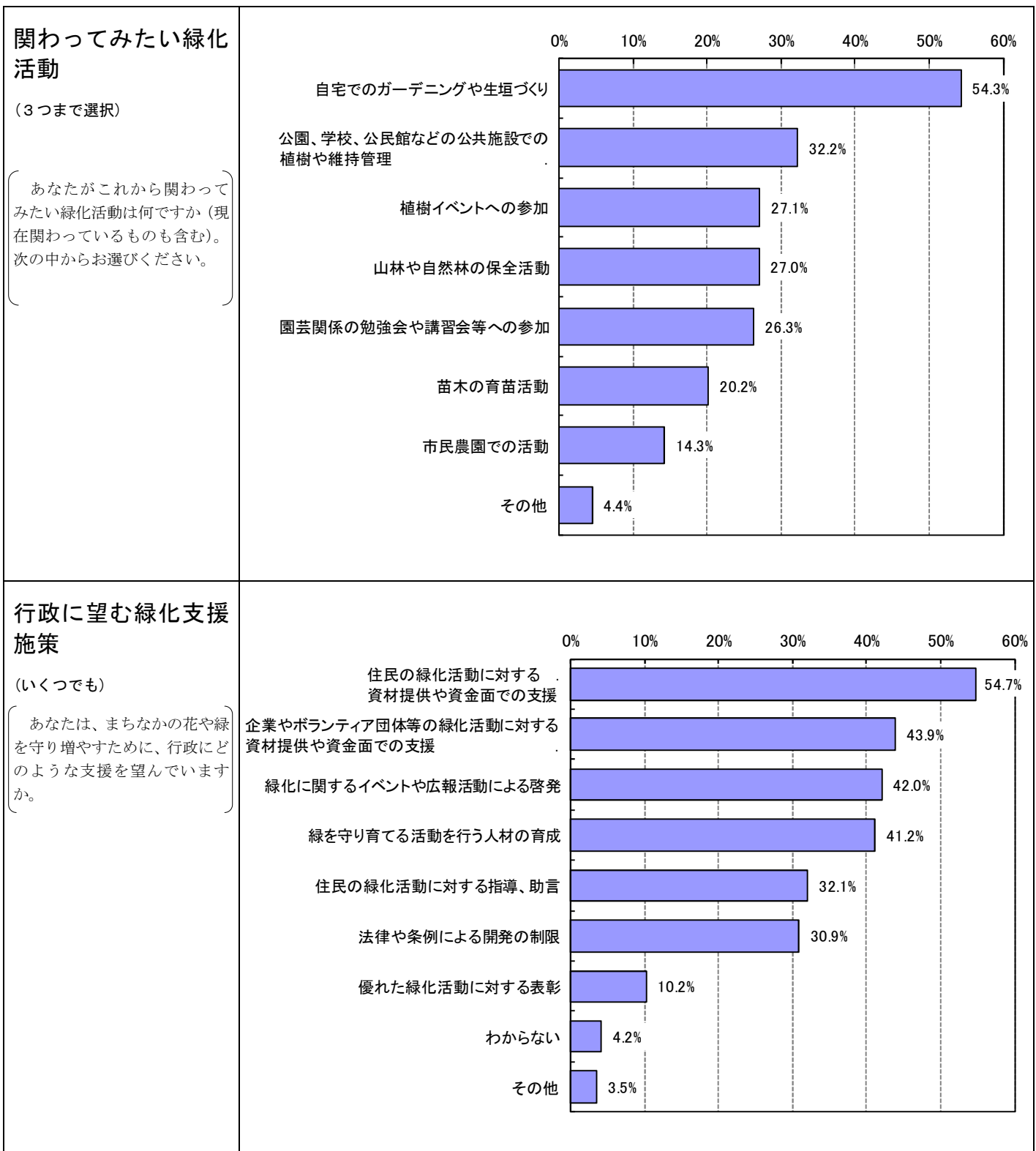


重要だと思う緑の機能

(3つまで選択)

あなたは、まちなかの緑が持つ機能で、特に重要と思うものは何ですか。次の中からお選びください。





【 問い合わせ先 】

企画県民部広聴課 (TEL078-362-3021)